

米国特許侵害訴訟における訴答

鈴木 亜矢*

抄録 米国特許侵害訴訟の訴答（pleading）の段階は、原告からの訴状（complaint）、これに対する被告からの申立て（motion）又は答弁書（answer）、さらには申立てや答弁書に対する応答などのやりとりを含む。本稿では、これら訴状、申立て及び答弁書の概要を述べつつ、最近の注目判決である人的管轄権に関するAcorda判決及び裁判地に関するTC Heartland判決等を取り上げる。また、最近の注目トピックである訴答の基準（pleading standard）についても関連する判決をいくつか紹介する。なお、本稿では連邦地裁に提出される訴状における訴訟原因（cause of action）が原告特許権の被告会社による侵害のみである場合を想定し、訴訟実務の観点も含めて述べることとしたい¹⁾。

目次

1. はじめに
2. 訴状（complaint）
 2. 1 管轄権を有する理由の簡潔な記述
 2. 2 請求事項の簡潔な記述
 2. 3 救済の要求
3. 訴答の基準（pleading standard）
 3. 1 直接侵害に関するForm 18の廃止とTwombly/Iqbal判決
 3. 2 共同侵害の場合—Lyda判決
 3. 3 最近の連邦地裁の判決—Atlas判決、DermaFocus判決
4. 訴状への応答
 4. 1 申立て（pre-answer motion）
 4. 2 答弁書（answer）
5. おわりに

1. はじめに

一般的に、特許権の侵害の争いは、合衆国連邦法である特許法に関する問題を扱うため、米国における特許侵害訴訟の手続的な面はFederal Rules of Civil Procedure（連邦民事訴訟規則、以下Fed. R. Civ. P.又はRule）や28 U.S.C. Judiciary and Judicial Procedure（合衆国法律集の

第28編）に従うことになる。

2. 訴状（complaint）

訴訟を提起しようとする原告は、訴状を（所定の付属書類とともに）連邦地裁へ提出し、また一定の場合を除いて、訴状及び召喚状（summons）の送達（Fed. R. Civ. P. 4）を被告に対して行わなければならない。

Fed. R. Civ. P. 8 (a) は、訴答（pleading）は、以下を含まなければならないと規定している：(i) 裁判所が被告に対して管轄権を有する理由の簡潔で平易な記述；(ii) 原告が救済を受ける権利があることを示す請求の簡潔で平易な記述；及び(iii) 救済の要求。別の言い方をすれば、訴答はFed. R. Civ. P. 8(a)(i)-(iii)の記載で十分とされる。

すなわち、連邦民事訴訟規則のもと、訴答はいわゆる通知訴答（notice pleading）で足り、訴状は被告に対して請求事項を適切に通知すればよく、詳細な記述は求められていない。

* フィネガン・ヘンダーソン・ファラボー・ギャレット&ダナー法律事務所 米国弁護士
Aya SUZUKI

2. 1 管轄権を有する理由の簡潔な記述

訴状においては、当事者を特定するとともに、当該訴状が提出された裁判所が事物管轄権 (subject matter jurisdiction), 人的管轄権 (personal jurisdiction) 及び裁判地 (venue) を有する根拠を簡潔に述べる必要がある。

(1) 事物管轄権 (subject matter jurisdiction)

一般的に、特許権の侵害の争いは、合衆国連邦法である特許法に関する問題を扱うため、事物管轄権が満たされる。28 U.S.C. § 1331。28 U.S.C. § 1338(a) も、特許法に基づく民事訴訟について連邦地裁が管轄権を有することを規定する。したがって、例えば、訴状に「35 U.S.C. § 271(a)に基づき本訴訟を提起する」ないしは「裁判所は本訴訟について 28 U.S.C. §§ 1331, 1338(a) のもと管轄権を有する」等を記載する例が見られる。

(2) 人的管轄権 (personal jurisdiction)

— Acorda判決

Fed. R. Civ. P. 4 (k)(1) のもと、訴訟提起した州の一般的管轄権 (general jurisdiction) が被告に適用される場合、人的管轄権が認められる。一般的管轄権は、被告会社が当該州で設立された (place of incorporation), 当該州に本拠 (principal place of business) がある、又は当該州で継続的かつ組織的に (continuous and systematic) ビジネスを行っており当該州を本拠とする (at home) 場合に認められる。Daimler AG v. Bauman, 134 S. Ct. 746 (2014)。

一般的管轄権が適用されない場合であっても、合衆国憲法修正第14条のdue process (法の適正手続) に合致し、被告が当該州にミニマムコンタクト (minimum contacts) をもち、かつ被告行為が訴訟原因 (cause of action) に

関連する場合、特別管轄権 (specific jurisdiction) があるとして人的管轄権が認められ得る。例えば、被告である中国会社とそのニュージャージー州子会社が確立した流通経路で侵害被疑品を意図的にバージニア州に出荷していた事案で、バージニア州連邦地裁の人的管轄権が認められた例がある。Beverly Hills Fan Co. v. Royal Sovereign Corp., 21 F.3d 1558 (Fed. Cir. 1994)。

特別管轄権に関する最近の判決の一つとして Acorda Therapeutics Inc. v. Mylan Pharm. Inc., 817 F.3d 755 (Fed. Cir. 2016) (Acorda判決) がある²⁾。Acorda判決において、CAFCは、デラウェア州連邦地裁が被告Mylan (西バージニア州において設立され本社もある) に対し特別管轄権を有すると判断するに当たり、以下を述べた：

- ・ Mylanはデラウェア州においてビジネスをするべく登録され、またデラウェア州において送達を受ける代理人がいる。
- ・ 「Mylanは米国食品医薬品局 (FDA) の認可を得次第、申請対象の後発医薬品をデラウェア州で直接販売する意図がある」ことを訴状が主張しており、証拠もそれを示している。
- ・ したがって、デラウェア州はミニマムコンタクトの要件を満たす。
- ・ そして、Mylanは特別管轄権を認めることが不合理であり due process要件に反する理由を示していない。

Acorda判決は、デラウェア州における侵害被疑品の予定された販売を考慮してデラウェア州連邦地裁の人的管轄権を認めたケースとして注目される。

(3) 裁判地 (venue) — TC Heartland判決

Fed. R. Civ. P. 8 (a) は、訴状に裁判地の根拠を書くよう明確に要求していないが、書くことが通常の実務となっている。特許侵害の民事

訴訟は、(1) 被告が所在する (resides) 地区、又は (2) 被告が侵害行為を行いかつ継続的なビジネス拠点 (regular and established place of business) を有する地区、のいずれかに提起することができる。28 U.S.C. § 1400(b) (patent venue statuteとも呼ばれる)。「継続的なビジネス拠点を有する」とは、被告が固定された (一時的でない) 拠点において被告ビジネスの実質的部分を行う意味と解されている。

28 U.S.C. § 1391(c) (general venue statuteとも呼ばれる) は、「裁判地の認定において、被告会社は、訴訟提起時に人的管轄権を満たすいずれの地区にも所在するものとみなす (deemed to reside)」と規定する³⁾。特許侵害訴訟における裁判地に関しては上記のように28 U.S.C. § 1400(b) が適用されるが、それに加えて28 U.S.C. § 1391(c) も適用されるかどうか (特許侵害訴訟において、人的管轄権を満たすいずれの地区も裁判地たり得るか) が問題となっていた。この問題を扱ったのがTC Heartland LLC v. Kraft Foods Group Brands LLC, 137 S. Ct. 1514 (May 22, 2017) (TC Heartland判決) である。

TC Heartland判決における事実は以下のとおりである：

- ・被告TC Heartlandは、デラウェア州連邦地裁の地区に訴えを提起された。
- ・被告はインディアナ州にて設立され本拠を構える。
- ・被告はデラウェア州に所在しない。
- ・被告はデラウェア州でビジネスをするべく登録していない。
- ・被告はデラウェア州で供給契約していない。
- ・被告の侵害被疑品の売上げのうち2%程度がデラウェア州へ出荷されているにすぎない。

TC Heartland判決において、連邦最高裁は、米国国内会社に対して提起された特許侵害訴訟の裁判地については、28 U.S.C. § 1391(c) は適

用されない；そして28 U.S.C. § 1400(b) のreside[nce] (所在地) とは会社が設立された州 (state of incorporation) のみを意味する、と判示した。

すなわち、TC Heartland判決は、米国国内会社が被告である場合、裁判地が適切とされるのは、その被告会社の設立された州 (地区)、又は被告が侵害行為を行いかつ継続的なビジネス拠点を有する州 (地区) に限られることを明確にした。

TC Heartland判決のもと、米国国内会社の所在地とは会社設立地に限られるため、今後は、会社の設立が多くなされている州 (地区) (例えば、デラウェア州) における訴訟件数が増えることが予想される。また、「訴えを提起された連邦地裁の地区が『被告が侵害行為を行いかつ継続的なビジネス拠点を有する地区』に該当するかどうか」が争われる案件が増えると予想される。

なお、TC Heartland判決は米国外会社や法人化されていない団体 (unincorporated entities) を被告とする特許侵害訴訟の裁判地については判示していない。これらの点についてはさらなる判例の蓄積が待たれる。

2. 2 請求事項の簡潔な記述

訴状には、原告が特許権を保有していること、特許権の特定 (特許番号等)、侵害を主張する侵害被疑者の行為や侵害被疑品の特定、等を含める。請求事項に関する記載要件については、さらに後述する。

2. 3 救済の要求

訴状には、救済の要求を記載する必要がある。要求できる救済としては、差止請求 (injunction)、損害賠償 (damages) の請求、事件が例外的であるとして弁護士費用の請求、故意侵害があつたとして損害賠償の増額 (enhanced damages)

の請求、等がある。

3. 訴答の基準 (pleading standard)

3. 1 直接侵害に関するForm 18の廃止とTwombly/Iqbal判決

2015年12月1日付けで、Fed. R. Civ. P. 84のForm 18が廃止された。このForm 18は特許権の直接侵害 (direct infringement) を主張する訴状の記載例を載せており、これまで直接侵害に関する訴状はこの記載例に沿っていれば訴状記載の基準を満たすとされていた (いわゆる safe harbor)。Form 18の記載例は非常にシンプルであり、特許番号と被告製品の一般的な記述等は含むが、侵害を主張するクレームの特定や侵害被疑品の具体的な特定は含んでいなかつた⁴⁾。

Form 18が廃止された後に提出される訴状には、Bell Atlantic Corp. v. Twombly, 550 U.S. 544 (2007) (Twombly判決) 及びAshcroft v. Iqbal, 556 U.S. 662 (2009) (Iqbal判決) の基準が適用され、直接侵害の請求事項については、原告が救済を受けられるもっともらしい (plausible) 理由を示さなければならぬこととなる⁵⁾。しかし、Twombly/Iqbal判決の基準のもと、特許権の直接侵害の請求事項をどこまで詳細に記載すれば、請求事項の記述が不十分であると主張する訴え却下の申立て (Fed. R. Civ. P. 12(b)(6)) に対抗できるのかが実務上問題となっている。この点に答えたCAFCの判決はまだ出ておらず、各連邦地裁が様々な判決を出している状況である。

なお、廃止されたForm 18は特許権の直接侵害に関するものであり、特許権の間接侵害 (indirect infringement) を主張する訴状や、被告からの反訴 (counterclaims) については、これまでも、Twombly/Iqbal判決の基準が適用される、とする裁判所の判断が主流である。

3. 2 共同侵害の場合 — Lyda判決

Lyda v. CBS Corp., 838 F.3d 1331 (Fed. Cir. 2016) (Lyda判決) は、特許権の共同侵害 (joint infringement) の主張に関する最近のCAFC判決である。Lyda判決において、CAFCは以下を述べた：

- ・本訴訟は2015年12月1日 (Form 18が廃止された日) より前に提起されたから、Form 18の廃止は適用されない。
- ・Form 18の廃止前においても、特許権の間接侵害 (induced and contributory infringement) の主張に関する訴状については、Form 18ではなくTwombly/Iqbal判決の基準が適用されていた。これは、間接侵害の主張は、直接侵害の主張に対して追加の要件を満たす必要があるからである。
- ・複数当事者がクレーム方法を実施する場合に共同侵害を示すためには、原告は (1) 一当事者が他当事者の実施を指示・管理し、かつ (2) 双方が共同事業者の関係にあったことを示さなければならない。Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc., 797 F.3d 1020 (Fed. Cir. 2015)。

共同侵害の主張は、直接侵害の主張に対して追加の要件を満たす必要があるから、共同侵害の主張に関する訴状にも、Twombly/Iqbal判決の基準が適用される。

共同侵害は直接侵害の一態様ではあるが、共同侵害ではない通常の直接侵害の主張に関する訴状が満たすべき基準については、CAFCの判決はまだ出でていない。

3. 3 最近の連邦地裁の判決 — Atlas判決、DermaFocus判決

上記のように、特許権の直接侵害に関する訴状記載の基準に関して、各連邦地裁が様々な判決を出している状況であり、CAFCの判決が待

たれる。以下に地裁判決を二つ紹介する。

Atlas IP LLC v. Pacific Gas and Electric Co., 2016 WL 1719545 (N.D. Cal. 2016) (Atlas判決)において、カリフォルニア州北部地区連邦地裁はクレームの各要素レベルでの訴状記載を求めた。具体的には、裁判所は以下を述べた：

- ・訴状は2015年12月1日（Form 18が廃止された日）より1日前に提出された。原告は、Twombly/Iqbal判決の基準が適用されることについて争わず、「訴状はTwombly/Iqbal判決の基準のもと十分である」と主張する。
- ・Twombly/Iqbal判決のもと、もっともらしい（plausible）救済の請求の記述を含む訴状は、訴え却下の申立てにも対抗できる。
- ・本件では、訴状は、侵害を主張するクレーム1（装置クレーム）の要素のうちの一部の要素のみを記述しており、訴状が直接侵害のもっともらしい請求を含むとはいえない。
- ・例えば、訴状は侵害被疑品がクレーム1の要素 “the remotes powering off their receivers … by using the cycle establishing information transmitted from the hub” を満たすことを記述していない。

上記の理由により、裁判所は訴状を却下(dismiss)し、指定期間に内に修正訴状(amended complaint)を提出するよう原告に求めた。

上記のように、Atlas判決において裁判所はクレームの各要素レベルでの訴状記載を求めた一方で、「Twombly/Iqbal判決は原告がもっともらしい救済の請求を訴状で述べることを求めるにすぎず、対象特許の全クレームについて述べる必要はない（訴状が特許の一部のクレームに関する適切な主張を含んでいればよい）」「特許の一部のクレームのみを主張していることのみをもって訴状を不適切とはしないが、ディスクバリの範囲は当該主張クレームに限られ得る」とも述べている。

もう一つの地裁判決として、DermaFocus

LLC v. Ulthera, Inc., 201 F.Supp.3d 465 (D. Del. 2016) (DermaFocus判決)を紹介する。DermaFocus判決において、デラウェア州連邦地裁は、訴状の直接侵害に関する記述は十分であるとして被告による訴え却下の申立て(motion to dismiss)を棄却した。具体的には、裁判所は以下を述べた：

- ・訴状は、被告のUlthera SystemとUltherapyは「集束超音波技術を用いた皮膚の非侵襲的な持ち上げ及び引き締め」に用いられる、という主張を含む。
- ・被告は、「具体的にどの要素の組合せが特許を侵害するのか、被告製品によってどのようにクレーム方法が実施されるのか、を訴状は記載していない」と主張した。
- ・唯一の独立クレームは方法クレーム（「ヒトの皮膚を活性化させる方法」）であり、明細書は「本発明においては様々な振動子配置が用いられ、ここに開示したステップはいかなる順序で行われてもよい」と記載している。
- ・被告が要求する情報（被告製品によってどのようにクレーム方法が実施されるか）が、パブリックドメインにあり原告が合理的に知り得るものかどうか定かではない。
- ・上記状況を考慮すると、「原告は、少なくとも独立クレーム1についての直接侵害のもっともらしい主張の合理的な通知を被告に与えた」と認められる。

4. 訴状への応答

訴状、及び召喚状（又はwaiver of service of summons）を受け取った被告は、所定期間に内に答弁書(answer)又は申立て(motion)を提出しなければならない。Fed. R. Civ. P. 12(a)(1)(A)。

4. 1 申立て (pre-answer motion)

(1) 訴え却下の申立て (motion to dismiss ; Rule 12 (b))

訴状を受け取った被告は、答弁書 (answer) ではなく、訴え却下の申立て (motion to dismiss) により所定の抗弁を主張できる。Fed. R. Civ. P. 12(b)。Rule 12(b) の申立ての例としては、以下を主張する申立てが挙げられる：

- ・裁判所には事物管轄権がない (Rule 12 (b) (1)) (例えば、原告は真の特許権者ではなく訴権 (standing) を欠くとの主張)；
- ・裁判所には人的管轄権がない (Rule 12(b) (2))；
- ・裁判地が不適切である (Rule 12(b) (3))；
- ・訴状送達が適切に行われなかった (Rule 12 (b) (4) , Rule 12(b) (5))；及び
- ・救済が認められるべき請求の記載が不十分である (Rule 12(b) (6) ; failure to state a claim) (例えば、訴状の記載は不十分との主張や、被告Xは適切な当事者ではないとの主張)。

Rule 12(b) の申立てのうち、Rule 12(b) (6) の申立ては訴えの実体的な却下 (dismissal on merit) を求めるものである。Rule 12(b) (6) の申立てが認められ訴えが再訴可能に却下された場合 (dismissed without prejudice), 一般的に、原告はより記載を充実させた訴状を再度提出することができる。

(2) 削除の申立て (motion to strike ; Rule 12(f))

訴状を受け取った被告は、訴状の一部 (例えば訴状の特定パラグラフ) の記載が不十分かつ不適切であると主張し、当該部分の削除を求める申立てを提出することもできる。Fed. R. Civ. P. 12(f)。

(3) より詳細な記述を求める申立て (motion for a more definite statement ; Rule 12 (e))

訴状が不明瞭であったり詳細を欠いており答弁書を合理的に準備できないとき、被告は、より詳細な記述を求める申立て (motion for a more definite statement) を提出することもできる。Fed. R. Civ. P. 12(e)。

Rule 12(e) の申立てが認められた場合は、原告は当該決定の通知から14日以内により詳細な記述を修正訴状 (amended complaint) の形で提出しなければならない。Fed. R. Civ. P. 12(e)。修正訴状が提出されてから14日以内に、被告は答弁書を提出しなければならない。Fed. R. Civ. P. 12(a) (4) (B)。

Rule 12(b), Rule 12(e) 又はRule 12(f) の申立てが棄却された場合は、被告は当該決定の通知から14日以内に答弁書を提出しなければならない。Fed. R. Civ. P. 12(a) (4) (A)。

(4) 移送の申立て (motion to change venue 又はmotion to transfer)

訴状を受け取った被告は、当事者と証人にとて便利な裁判地への変更を求める、移送の申立てを提出することもできる。28 U.S.C. § 1404。

4. 2 答弁書 (answer)

(1) 答弁書 (answer)

訴状を受け取った被告は、答弁書において、訴状の各主張について、認める (admit), (全部若しくは一部を) 否認する (deny), 又は主張の真偽について十分に知らない, のいずれかを述べなければならない。Fed. R. Civ. P. 8(b)。主張の真偽について十分に知らないと述べた場合は、訴状の当該主張については否認した効果をもつ。Fed. R. Civ. P. 8 (b) (5)。訴状における主張が否認されなければ、裁判所は被告が当

該主張を認めたと判断するかもしれない。Fed. R. Civ. P. 8 (b)(6)。

被告は、上記のRule 12(b)の抗弁（訴状の充足性、管轄権、裁判地、送達に関する主張）を、申立て（motion）ではなく、答弁書（answer）において主張することもできる。

以下の抗弁については、被告が、申立て（motion）又は答弁書（answer）のいずれかにおいて主張しなかった場合、当該抗弁は放棄されたものとして扱われる：人的管轄権がないという抗弁（Rule 12(b)(2)）、裁判地が不適切であるという抗弁（Rule 12(b)(3)）、又は訴状送達が適切に行われなかったという抗弁（Rule 12(b)(4)-(5)）。Fed. R. Civ. P. 12(h)(1)。

（2）積極的抗弁（affirmative defenses）

上記の認否に加えて、答弁書（answer）には被告の積極的抗弁を記載しなければならない。Fed. R. Civ. P. 8 (c)(1)。積極的抗弁の例としては以下が挙げられる：

- ・特許権の非侵害
- ・特許無効
- ・特許権行使不能（例えば、不均衡行為（inequitable conduct）や特許権濫用（patent misuse））
- ・審査経過禁反言のもと均等論の適用なし
- ・公知技術の実施
- ・明示又は黙示の許諾（ライセンス、特許権消尽）
- ・ラッヂエス（laches）
- ・衡平法上の禁反言（equitable estoppel）

一般的に、答弁書において主張しなかった積極的抗弁は、放棄したものと扱われ後の訴訟段階で主張することが認められないが、裁判所が正当であると判断して積極的抗弁を含める修正答弁書の提出を認めることもある。Fed. R. Civ. P. 15(a)(2)。

なお、Fed. R. Civ. P. 9 (b)は、詐欺（fraud）

の主張をする場合はそれを構成した状況を具体的に（with particularity）記述するよう要求している。特許に関する不均衡行為（inequitable conduct）の主張についても詐欺の場合と同様に具体的な記述を求めた判決がある。

Fed. R. Civ. P. 9 (b)が適用されない事由について積極的抗弁を答弁書に記載する際（例えば、非侵害の積極的抗弁を記載する際）の基準については、Twombly/Iqbal判決の基準レベルまでの記述は求めないとする判決が主流である。

（3）反訴（counterclaims）

答弁書（answer）は、上述の認否や積極的抗弁に加えて、反訴（被告側からの主張）を含むことができる。一般的に、非侵害、特許無効又は特許権行使不能を主張する反訴は強制的反訴（compulsory counterclaims）であり、答弁書において主張しなければ後の訴訟段階で主張することが認められない。反トラスト法違反を主張する反訴も、同一の取引や出来事から生じる主張であれば強制的反訴であり得る。Fed. R. Civ. P. 13(a)(1)。なお、答弁書が強制的反訴を含んでいなくても、裁判所が正当であると判断して反訴を含める修正訴答の提出を認めることがある。Fed. R. Civ. P. 15(a)(2)。

反トラスト法違反を主張する反訴（antitrust counterclaim）の例としては、故意の詐欺（knowing and willful fraud）によって特許が取得されたという主張や、侵害訴訟の提起は根拠がない（sham litigation）という主張、が挙げられる。

強制的反訴以外の反訴は、許容的反訴（permissive counterclaims）である。Fed. R. Civ. P. 13(b)。許容的反訴の例としては、被告が「原告は被告特許を侵害する」と主張する反訴が挙げられる。

反訴についても、Fed. R. Civ. P. 8 (a)が適用され、反訴においては（i）裁判所が原告（反訴における被告）に対して管轄権を有する理由

の簡潔で平易な記述；(ii) 被告（反訴における原告）が救済を受ける権利があることを示す請求の簡潔で平易な記述；及び(iii) 救済の要求、を記載しなければならない。

上記のように、反訴についても Twombly/Iqbal 判決の基準が適用されるとする裁判所の判決が主流であるが、反訴における請求事項をどこまで詳細に記載すれば、反訴却下の申立て(motion to dismiss counterclaims) (Fed. R. Civ. P. 12(b)(6)) に対抗できるのかが実務上問題となることがある。例えば、反訴が「当社製品Xは特許Yを侵害しない」であるとか「特許Yは35 U.S.C. §§ 101, 102, 103 and/or 112により無効である」とのみ主張しそれ以上の詳細を含まないとき、反訴却下の申立てが認められた例がある。

被告の答弁書が反訴を含む場合、原告は答弁書受領から21日以内に反訴への答弁書(answer to counterclaims) (Fed. R. Civ. P. 12(a)(1)(B)) 又は反訴却下の申立て(motion to dismiss counterclaims) (Fed. R. Civ. P. 12(b)) を提出しなければならない。

さらに、裁判所が答弁書(answer)に対する応答書(reply)の提出を命令したときは、原告は、当該命令の受領から21日以内に応答書を提出しなければならない。Fed. R. Civ. P. 12(a)(1)(C)。

5. おわりに

本稿では、米国特許侵害訴訟の訴答の段階を概観し、訴訟実務の観点から注目される判決を

紹介した。上述のように、人的管轄権、裁判地及び訴答の基準については、今後のさらなる判例の行方が注目されるところである。本稿が米国特許侵害訴訟の訴答に関する情報・論点の整理に役立てば幸いである。

注 記

- 1) 本稿は一般的な情報を提供することを目的としており、本稿の内容は弊所の助言や見解を表すものではない。
- 2) Acorda 判決の連邦最高裁への裁量上訴(certiorari)の申立ては、棄却された。
- 3) 特許侵害以外の訴え（例えば、特許に関する契約違反の訴え）や確認判決を求める訴え(declaratory judgment actions)については、28 U.S.C. § 1400(b) (patent venue statute) は適用されず、28 U.S.C. § 1391(c) (general venue statute) が適用される。
- 4) なお、Fed. R. Civ. P. 84 の Advisory Committee Notes (2015 Amendment) は、「Rule 84とその付属フォームの廃止は、現存する訴答の基準や Rule 8 の要件を変えるものではない」と述べている。
- 5) Twombly 判決及び Iqbal 判決は、特許関連の訴訟ではないが、訴え却下の申立てに対抗できる訴状は、「詳細な事実的主張(detailed factual allegations) や蓋然性(probability) までは要求されないものの、原告が救済を受けられるもっともらしい(plausible) 理由を述べなければならぬ；単なる憶測(speculative level), 単なる結論(labels and conclusions), 単なる可能性(possibility) では足りない」という訴答の基準(pleading standard)を示した、連邦最高裁判決である。

(原稿受領日 2017年6月30日)